

小松市経営モデルチェンジ支援補助金（福祉イノベーション推進事業）交付要綱をここに公表する。

令和 6 年 4 月 1 日

小松市長 宮橋 勝栄

小松市経営モデルチェンジ支援補助金（福祉イノベーション推進事業）交付要綱

（趣旨）

第 1 条 この要綱は、小松市経営モデルチェンジ支援補助金（福祉イノベーション推進事業）（以下「補助金」という。）の交付に関し、小松市補助金交付規則（昭和 45 年小松市規則第 19 号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（目的）

第 2 条 この要綱は、小松市内の介護サービスを提供する事業者等における最新技術の介護ロボット及び ICT 機器の導入を推進することにより、本市介護事業者の経営革新及び設備投資の促進を図ることで、介護従事者の業務負担を軽減し、より質の高い介護サービスの提供を図るとともに、要介護者の自立を支援することを目的とする。

（定義）

第 3 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 介護ロボット ロボット技術を適用して、従来の介護用の機器ではできなかった優位性を発揮する介護用の機器で既に商品化されているもののうち市長が認めるもの
- (2) ロボット技術 力（ちから）センサーやビジョンセンサー等により外界や自己の状況を認識し、これによって得られた情報を解析し、その結果に応じた動作を行うもの
- (3) ICT 機器 介護業務を支援する情報通信技術機器（ソフトウェアを含む。）をいう。

（補助対象機器）

第 4 条 補助金の交付対象となるロボットは、次の各号に掲げる全ての要件を満たす介護ロボットとする。

- (1) 日常生活支援として、移乗介護、移動支援、排泄支援、見守り・コミュニケーション又は入浴支援等の用途で使用され、介護従事者の負担軽減を目的とすること。
- (2) 経済産業省が行う「ロボット介護機器開発・導入促進事業」又は「ロボット介護機器開発・標準化事業」の採択を受けている、若しくはロボット技術を活用して従来の機

器ではできなかった優位性を発揮する介護ロボットとして特に市長が認めたものであること。

(3) 販売価格が公表されており、一般に購入できる状態にあること。

2 補助金の交付対象となる I C T機器は、次の各号に掲げる全ての要件を満たすものとする。

(1) 介護従事者の業務の効率化や負担軽減を目的とすること。

(2) 販売価格が公表されており、一般に購入できる状態にあること。(ソフトウェアを除く)

(補助金の交付)

第5条 介護ロボット又は I C T機器(以下「介護ロボット等」という。)を購入し、又はレンタル・リースを受ける場合に、補助金を交付する。

(交付対象者)

第6条 補助金の交付対象者(以下「交付対象者」という。)は、市内において介護保険法(平成9年法律第123号)第8条に規定する居宅サービス事業、地域密着型サービス事業、居宅介護支援及び介護予防支援又は施設サービスを行う者とする。

(補助対象経費)

第7条 補助金の交付対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 介護ロボットを購入する場合は、購入費とし、I C T機器を購入する場合は、パソコン・タブレット端末及び介護業務支援に資するソフトウェア購入費(セットアップ費用を含む。ただし、パソコン・タブレットのみの購入は不可。)とする。

(2) 介護ロボット等のレンタル・リースを受ける場合は、レンタル・リースに係る契約金その他の初期費用及びレンタル・リース料(12月分以内のものに限る。)とする。

2 次に掲げる経費は、補助金の補助対象経費とすることができない。

(1) 介護ロボット設置に係る建物の改修費

(2) 既に保有している福祉用具、機器等の廃棄に係る経費

(3) 介護ロボット導入に当たって当然備えておくべき福祉用具、機器及び机、椅子、棚、事務機器等の備品に係る経費

(4) I C T機器導入に係るW i - F i等の設備工事費

(5) 他の補助金等を受けて導入する機器

(補助率等)

第8条 補助金の額は、介護ロボット等を購入する場合は補助対象経費の2分の1以内の金額、レンタル・リースを受ける場合は補助対象経費の3分の2以内の金額(これらの金額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とし、予算の範囲内とする。ただし、交付対象者1人につき50万円を限度とする。

(譲渡等の制限)

第9条 補助金の交付を受け介護ロボット等を購入した者は、補助金の交付を受けた日の属する年度の4月1日から起算して10年間は、購入した介護ロボット等を譲渡し、交換し、貸し付けし、又は担保に供してはならない。ただし、市長の承認を受けた場合はこの限りでない。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成26年10月1日から施行する。

この告示は、平成30年7月1日から施行する。

この告示は、平成31年1月1日から施行する。

この告示は、令和6年4月1日から施行する。